

○春日市小児・AYA 世代がん患者在宅療養生活支援事業実施要綱

(令和2年2月18日告示第38号)

改正 令和2年11月5日告示第254号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小児・AYA 世代のがんの患者(以下この条において「患者」という。)が住み慣れた自宅で最後まで自分らしく安心して生活を送れるよう患者の在宅における生活を支援し、患者及びその家族の身体的及び経済的な負担の軽減を図るため、患者が在宅において利用するサービスに必要な費用を助成する事業(以下「支援事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象者 支援事業を利用することができる者をいう。
- (2) 申請者 支援事業を利用しようとする対象者又はその同居の親族等をいう。
- (3) 対象サービス 支援事業の対象となるサービスをいう。

(対象者)

第3条 対象者は、次条に規定する対象サービスを利用する時において次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住する40歳未満の者(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する市の住民基本台帳に記録されている者に限る。)
- (2) がん(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第1号に規定するがんに相当すると医師が認めるものに限る。)の患者である者
- (3) 在宅における療養のために生活の支援及び介護が必要な者
- (4) 支援事業以外の事業において支援事業と同様のサービスを受けることができない者

(対象サービス)

第4条 対象サービスは、次に掲げるものとする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第2項に規定する訪問介護と同等のもの
- (2) 次に掲げる福祉用具(以下「福祉用具」という。)の貸与又は購入(20歳以上の対象者が行う場合に限る。)
 - ア 車いす(付属品を含む。)
 - イ 特殊寝台(付属品を含む。)
 - ウ 床ずれ防止用具
 - エ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む。)

- オ 手すり(工事を伴わないものに限る。)
- カ スロープ(工事を伴わないものに限る。)
- キ 歩行器
- ク 歩行補助つえ
- ケ 移動用リフト(つり具の部分を除き、階段移動用リフトを含む。)
- コ 自動排泄処理装置(レシーバー、チューブ、タンク等を除く。)
- サ 腰掛便座
- シ 入浴補助用具
- ス 自動排泄処理装置の交換可能部品
- セ 簡易浴槽
- ソ 移動用リフトのつり具の部分

(助成金の額)

第5条 支援事業による助成金(以下「助成金」という。)の額は、対象サービスの利用に要した費用(以下「助成対象経費」という。)の額に100分の90を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 助成対象経費は、1月当たり60,000円を限度とする。

3 対象者が属する世帯が生活保護受給世帯である場合の助成金の額の算定においては、第1項中「額に100分の90を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」とあるのは、「額」とする。

(申請)

第6条 申請者は、あらかじめ、又は対象者が対象サービスの利用を開始した日(以下「利用開始日」という。)から1月以内に、春日市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業利用申請書(様式第1号)及び意見書(様式第2号)又は第3条第2号に掲げる要件に該当することが確認できる書類(以下「申請書等」と総称する。)を市長に提出しなければならない。

(医師の意見の聴取)

第7条 市長は、次条第1項の規定により支援事業の利用の可否を決定する場合において、必要と認めるときは、当該決定に係る対象者について医師の意見を求めるものとする。

(決定及び通知等)

第8条 市長は、第6条の規定による申請(以下「利用申請」という。)があったときは、申請書等の内容を審査の上、速やかに支援事業の利用の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により支援事業の利用の決定(以下「利用決定」という。)をする場合において、その有効期間(支援事業の対象となる期間をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる場合に依じて当該各号に定める日から利用者が40歳に達する日の前日までとする。

(1) 利用開始日前に利用申請をした場合 利用決定をした日

(2) 利用開始日から1月以内に利用申請をした場合(次号に掲げる場合を除く。) 利用開始日

(3) 利用開始日以後に本市に転入をし、当該転入をした日から1月以内に利用申請をした場合 当該転入をした日

(4) 前3号に掲げる場合以外の場合 利用申請をした日の1月前の日

- 3 市長は、第1項の規定による決定をしたときは、春日市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業利用決定通知書(様式第3号)又は春日市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業利用不承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。
(変更等の届出)

第9条 利用決定を受けた申請者(以下「利用決定者」という。)は、利用決定の有効期間中において利用決定に係る対象者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当したときは、春日市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業利用変更(廃止)届(様式第5号)により、速やかにその旨を市長に届けなければならない。

- (1) 利用申請の内容に変更が生じたとき。
(2) 支援事業を利用する必要がなくなったとき。
(3) 第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
(利用の中止又は利用決定の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援事業の利用の中止を決定し、又は利用決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 疾病等により支援事業の利用が困難であると認められるとき。
(2) 支援事業を利用することについて市長が適当でないと認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により支援事業の利用の中止の決定又は利用決定の取消しをしたときは、春日市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業利用取消(中止)通知書(様式第6号)により利用決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 利用決定者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成対象経費を1月ごとに取りまとめて、春日市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業助成金交付請求書(様式第7号)に対象サービスの利用に係る領収書を添付の上、市長に請求するものとする。

- 2 前項の規定による請求は、複数月分をまとめて行うことができる。

- 3 利用決定者は、第1項の規定による請求及び助成金の受領に関する権限をサービス提供事業者(利用者に対象サービスを提供した事業者をいう。)又は利用者の親族に委任することができる。この場合において、申請者は、委任状(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第12条 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、当該助成金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第13条 市長は、利用決定者(第11条第2項の規定により委任を受けた者を含む。)又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定又は助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により利用決定又は助成金の交付の決定若しくは助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱その他の支援事業に関する規程又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により利用決定又は助成金の交付の決定を取り消したときは、速やかに書面により利用決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により利用決定又は助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(目的外使用等の禁止)

第14条 利用者は、福祉用具の貸与又は購入について助成金の交付を受けたときは、当該福祉用具をこの要綱の目的に反して使用し、又は譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和元年8月1日以降に利用した対象サービスについて適用する。

(経過措置)

2 利用開始日が令和2年3月31日以前である場合の利用申請に係る第6条の規定の適用については、同条中「1月以内」とあるのは、「1月後の日又は令和2年3月31日のいずれか遅い日まで」とする。

3 前項に規定する場合における利用決定の有効期間に係る第8条第2項の規定の適用については、同項第3号中「利用申請をした日の1月前の日」とあるのは、「利用開始日」とする。

附 則(令和2年11月5日告示第254号)

この告示は、公布の日から施行する。